9　前項の書類を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の記載がある場合（その全額につき支給を停止されているものを除く。）には、第一号に掲げる診断書の提出は、必要ないものとする。

一　障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二　前項第三号の年金である給付を受ける権利を有する者にあつては、第百十四条の三十八の規定による決定通知又はこれに準ずる書類の写し

三　その他必要な書類

第百十四条の三の四第一項第三号中「法第八十一条第一項に規定する初診日（以下「初診日」という。）」を「初診日」に改める。

第百十四条の三の六第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第二号中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が六十五歳（繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢）に達したときにおいて、加給年金額の対象者があるときは、速やかに、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

第百十四条の三の六を第百十四条の三の七とし、第百十四条の三の五の次に次の一条を加える。

（繰上げ調整額の支給事由消滅の届出等）

第百十四条の三の六　法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上であるものを除く。）の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

2　前項の届出書を提出した退職共済年金の受給権者が六十五歳に達するまでの間において、同一の傷病による障害の程度が再び障害等級に該当することとなつたとき（その者の組合員期間が四十四年以上であるときを除く。）は、第百十四条の三の四第一項の規定にかかわらず、速やかに、同項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。この場合における同項第三号及び第五号の規定の適用については、同項第三号中「傷病の名称及び初診日」とあるのは「障害の程度が再び障害等級に該当することとなつた年月日」と、同項第五号中「その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係」とあるのは「その者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨」とする。

3　前項の届出書には、第百十四条の三の四第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

第百十四条の五の見出し中「退職」を「退職等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者が同条第六項又は第七項の規定による当該退職共済年金の額の改定を請求しようとするときは、第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

4　前項の請求書を提出する場合には、第二項各号に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び附則第四条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

（退職等年金給付事業の準備行為）

第二条　国家公務員共済組合連合会は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）前においても、同法第五条による改正後の国家公務員共済組合法第七十四条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（経理単位の特例）

第三条　国家公務員共済組合連合会は、前条に規定する準備行為を行う場合には、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設けるものとする。

2　国家公務員共済組合連合会の積立金等（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の二に規定する積立金等をいう。）の資金は、予算の定めるところにより、前項の規定により設けられた退職等年金給付準備業務経理に貸し付けるものとする。この場合において、当該貸付金に係る利率については、長期給付の事業に係る財政の安定に配慮しつつ、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定に基づき財政融資資金を貸し付ける場合の利率を参酌して財務大臣が定める利率とする。

第四条　国家公務員共済組合連合会の前条第一項に規定する退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、第六号施行日において国家公務員共済組合連合会の退職等年金給付業務経理が承継する。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第五条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第百十四条の三の六第一項」を「第百十四条の三の七第一項」に改める。

○財務省令第十四号

独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十五条第一項及び独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人造幣局に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（平成二十五年三月三十一日に終わる事業年度を含む中期目標の期間に係る国庫納付金の納付の特例）

第五条　造幣局法第十五条第一項の規定による国庫納付金で平成二十五年三月三十一日に終わる事業年度を含む通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間に係るものの額は、第十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一　造幣局法第十五条第一項第二号に定める金額のうち、平成二十三年六月三日の閣議決定「国家公務員の給与減額支給措置について」及び平成二十三年十月二十八日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」に基づいて減額された給与の額に相当する額